



平成 21 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 徳 島 銀 行
 代 表 者 名 取 締 役 頭 取 柿 内 慎 市
 (コード番号 8561 東証・大証第一部)
 問 合 せ 先 取 締 役 専 務 総 合 企 画 本 部 長
 吉 岡 宏 美
 (Tel. 088-623-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の当行取締役会において、平成 21 年 11 月 25 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

本日公表しております「株式会社徳島銀行と株式会社香川銀行の共同持株会社設立（株式移転）に関する契約締結及び株式移転計画書の作成について」のとおり、当行は株式会社香川銀行と共同株式移転の方式により、平成 22 年 4 月 1 日（予定）に両行の完全親会社となる「トモニ ホールディングス株式会社」（以下「共同持株会社」という。）を設立（以下「本件株式移転」という。）することを本日開催の取締役会において決議しておりますが、このために本件株式移転の承認に関する議案（以下「本件株式移転議案」という。）を本臨時株主総会に付議することを予定しております。

当行は、株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に進めるため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、定款第 14 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本株式移転議案が承認され、平成 22 年 4 月 1 日をもって本件株式移転を実施いたしますと、当行の株主は共同持株会社 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

これに伴いまして、定時株主総会等の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 14 条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、現行定款第 15 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本件株式移転議案が承認されること、平成 22 年 3 月 31 日の前日までに本件株式移転議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないこと及び本件株式移転が中止されていないことを条件として、平成 22 年 3 月 31 日にその効力が生じるものといたします。

(ご参考)

平成 22 年 3 月期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、当行現行定款第 35 条（本定款変更後の第 34 条）（期末配当および基準日）に従い、平成 22 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者の皆さまに対し、当行よりお支払いする予定でございます。

なお、当該剰余金の配当に関する議案及びその承認につきましては、当行株主の皆さまの利益保護の観点から、従前と同様の水準により行う予定でございます。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第 14 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	(削 除)
第 15 条 ～ (条文省略) 第 37 条	第 14 条 ～ (現行どおり) 第 36 条

3. 日 程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日

平成 21 年 11 月 25 日 (水) (予定)

定款一部変更の効力発生日

平成 22 年 3 月 31 日 (水) (予定)

以 上